

規制シート(様式)

190196401670001

平成28年12月9日

規制の名称	流水の占用等の許可・登録等に係る規制	所管府省	国土交通省
根拠法令等	河川法（昭和39年法律第167号）	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	水管理・国土保全局 水政課長 甲川 壽浩 河川環境課長 小俣 篤
規制目的	河川が適正に利用されるように、その利用の調整を行い秩序を維持するとともに、利用に伴う災害の発生を防止し、利用の増進を図ることを目的とする。		
規制内容の概要	<p>①以下のような河川の使用について、河川管理者の許可制（登録制）としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の流水及び河川区域内の土地の占用 ・河川区域内の土地における土石等の河川産出物の採取 ・河川区域内の土地における工作物の設置・除却、土地の掘削、土地の形状を変更する行為、竹木の栽植・伐採 ・河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航 ・上記に掲げるもののほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為 <p>②ダムを流水の貯留又は取水に供用する際に、ダムの設置者は、あらかじめ当該ダムの操作の方法について操作規程を定め、河川管理者の承認を受けることが必要となっている。</p>	関連する予算	—
規制の最近の 改廃経緯	既に許可を受けた水利権を利用した従属発電のための流水の占用について、河川管理者の許可に代えて、登録を受けることをもって足りることとした。（平成25年河川法改正）	関連する 政策評価結果	http://www.mlit.go.jp/common/000993831.pdf
規制を維持、改革 又は新設する理由	河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるためには、今後も規制を維持する必要がある。また、上記のとおり、規制の見直しを行った上で、可能なものについては、実際に規制の緩和を行っている。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		